

[書式2]簡易援助をご利用される方へ（簡易援助実施時に被援助者へ交付）

かんいえんじょ りよう かた 簡易援助をご利用される方へ

にほんしほうしえん
日本司法支援センター

ほうりつそうだんたんとうしゃ にほんしほうしえん どうひがいしゃほうりつそうだんえんじょ じっし さい
法律相談担当者は、日本司法支援センターのDV等被害者法律相談援助の実施の際、

かんい ほうてきぶんしょ さくせい じんそく てきせい かいけつ し じあん ようけん み
簡易な法的文書の作成が迅速かつ適正な解決に資する事案であるなどの要件を満たす

かんが ばあい ほうりつそうだん う かた い か ひえんじょしゃ たい
と考えた場合には、法律相談を受けられた方（以下「被援助者」といいます。）に対し

て、簡易な法的文書を作成して交付することがあります。

ばあい どう い か きじゆん もと ひえんじょしゃ たい ひよう ふたん
この場合、当センターでは、以下の基準に基づき、被援助者に対して費用のご負担を

もと
求めています。

ほうりつそうだんしゅうりょうご ただ ほうりつそうだんたんとうしゃ たい ひよう しほら
つきましては、法律相談終了後、直ちに法律相談担当者に対して費用をお支払い

いただくようお願いいたします。

せいかつ ほ ごじゆきゆうしゃ かた しょうめい しょめん しょじ かた
なお、生活保護受給者の方でその証明となる書面を所持されている方については、

ひよう ふたん めんじょ がいとう かた ほうりつそうだんたんとうしゃ し
費用の負担は免除されますので、該当される方は法律相談担当者にお知らせください。

《費用負担の基準と負担金額》

被援助者が法律相談時に自由に処分できる資産額	被援助者が負担する金額
生活保護受給中（受給を証する書類の提出要）	0円（免除となります。）
生活保護受給中ではないが、300万円以下	2,200円
300万円を超える	4,400円